

アスリート委員会規程

第1条(設置)

本協会定款48条に基づき、アスリート委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条(所掌事項)

委員会は、理事会の諮問に応じ又は委員の発案により以下の事項について協議し、提言するものとする。

- (1) 選手の権益や要望を代弁し競技の改善提案を行い、選手間のコミュニケーションを促進すること
- (2) 競技発展のため、ドッジボールアスリートのモラル向上及び啓発をすること
- (3) アンチ・ドーピングの啓発に関するここと
- (4) ドッジボール教室等のプログラムの策定に関するここと
- (5) メディカルサポートに関するここと
- (6) 各委員会と連携した普及活動に関するここと
- (7) その他ドッジボールアスリートの権利権益に関するここと

第3条(委員構成)

委員は7名とし、選手代表(男女各2名)及び非選手代表(3名)によって構成される。

2 委員会には以下の役職を置くものとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

第4条(委員資格)

委員となる選手代表の資格は、当協会において競技者登録、指導員または審判員資格を取得している者のうち、過去に全日本総合選手権ないし全日本女子総合選手権(以下「対象大会」という。)でブロック代表として出場経験を有する者とする。また非選手代表については他スポーツ競技経験者とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期満了までとする。

第5条(委員長、副委員長、委員)

委員長は理事会で選任され、委員は委員長が選任し理事会の承認を得なければならない。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が選任し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員は、委員会に参加して意見を述べるほか、その他委員会の活動に参加する。

第6条(招集)

委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、必要に応じ委員長に対し委員会の開催を求めることができる。

3 議事の方法(対面・オンラインなど)および日時は委員長が定める。

第7条(委員会)

委員会の議長は、委員長とする。

- 2 委員会の決議は委員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には議長の決定するところによる。
- 3 緊急を要する場合には、委員長が議事をEメールなど電磁的方法により議決に附して決定することができる。
- 4 委員会を開催したときは必ず議事録を作成し、当協会事務局に提出するものとする。

第8条(倫理と利益相反)

- 委員は、選手の利益を最優先し委員個人との利益相反を避けなければならない。
- 2 委員会の決議に特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

第9条(情報の取り扱い)

- 委員会は取り扱う情報に対して適切な保管と共有を行なう責任を負う。
- 2 機密情報の共有は関係者間で合意された方法で行なわれる。
 - 3 委員会で知り得た情報については許可がない限り開示してはならない。

第10条(その他)

- 委員会は、毎年12月末日までに、各選手から広く意見を聴取した上で、当協会に対し、当協会の事業運営に関する提言を行うものとする。ただし、提言すべき事項がない場合はこの限りではない。
- 2 当協会は、委員会が当協会に前項の提言を行ったときは、アスリート委員会委員と当協会理事長・副理事長・常任理事が当該提言に関し意見交換する場を設けなければならない。
 - 3 本規定は必要に応じて改定されることがある。改定の際は理事会で承認を得る。

附則

この規則は、2024年3月1日付にて制定・施行する。